

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日付42民児精発第58号。以下「都要綱」という。）5条1項及び3項の規定による愛の手帳交付申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し令和5年11月22日付けで行った愛の手帳交付申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張しているものと解される。

決定的エビデンスがあるにもかかわらず、何をもって判断されたか不明である。既に第三者や事業所から、職務において一般的な能力が欠けていると申し立てられている。

幼少期頃から、特別支援学級への打診がなかったが、これは以前から全ての人から、特徴部分を見逃していたのではないか。

弁明書に記載のうち、知能測定値について、鈴木ビネー知能検査による知能測定値がIQ52で4度の範囲であるにもかかわらず、本来の力が発揮していればIQ71以上になると到底考えられない。幼少期から、特別支援学級への打診がなかったが、知的能力について、長年知的障害に関して大人たちが請求人の特徴部分を見逃していたと十分考えられる。職業能力について、授業で課題のやり直し、判定が引くことがよくあり、仕事での見落としや業務内容の理解の低さからクレーム等がよく起きていた。社会性について、おとなしいのが原因のいじめやトラブル、知的障害の傾向の見逃しがあった。これまで、生

活できているのは投薬治療によるもので、強迫性障害は改善していない。

とにかく自分の伝えたいことと求めていることが全く伝わっていない。処分庁は、ヒアリングや調査が必要と思わないのか。社会診断所見は、愛の手帳が非該当であるが本人特性に合わせた支援が望まれるとあるが、愛の手帳なしで本人の特性に合わせた支援ができるとは思えない。非該当の評価は、人権侵害、差別ではないか。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

| 年 月 日      | 審議経過         |
|------------|--------------|
| 令和6年10月29日 | 諮問           |
| 令和7年 1月21日 | 審議（第96回第4部会） |
| 令和7年 2月20日 | 審議（第97回第4部会） |

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 都要綱等の定め

- (1) 都要綱1条は、知的障害者、知的障害児（以下「知的障害者」と総称する。）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者に対する社会の理解と協力を深めるため、知的障害者に「愛の手帳」を交付することを目的とすると定め、都要綱2条1項は、愛の手帳は、東京都内に住所又は居所を有する者で東京都児童相談所条例により設置された児童相談所又は東京都心身障害者福祉センター条例により設置された心障センターにおいて、知的障害と判定された者に対して交付すると定める。
- (2) 都要綱3条1項は、愛の手帳の交付を受けようとする知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付申請書に当該知的障害者の写真を添え、その者が18歳以上の場合にあっては心障センターを判定機

関とし、判定機関の長を経由して、処分庁に申請しなければならないとしている。

この場合において、都要綱3条4項及び4条は、愛の手帳交付申請書を受理したセンター所長は、総合判定基準表（別紙1。以下「総合判定基準表」という。）及び被判定者が18歳以上である場合は都要綱別表4「知的障害（愛の手帳）判定基準表（18歳以上 成人）」

（別紙2。以下「個別判定基準表」という。）に基づいて判定を行い、その結果に基づき判定書を作成し、申請書に添付して処分庁に進達しなければならないとしている。

そして、都要綱5条1項は、処分庁は申請書及び判定書により愛の手帳の交付の可否を決定するものとし、同条3項は、同条1項の規定により交付申請を却下するときは、愛の手帳交付申請却下通知書により請求人に通知するものとしている。

なお、総合判定基準表によれば、障害の度数について、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上『軽度』と判定され、またプロフィールがおおむね『4』程度のものに該当するもの」が「4度（軽度）」と判定され、「各種の診断の結果、知的障害の程度が判定不能で、またプロフィールについても、その程度の判定が非常に困難であるとき」が「程度不明」に該当するとされており、「1度（最重度）」から「4度（軽度）」までの度数及び「程度不明」のいずれにも該当しないと判定されたときが「非該当」に当たるとされている。

- (3) 都要綱14条に基づいて定められた東京都愛の手帳交付要綱実施細目（昭和42年3月20日付42民児精発第58号）4・(2)は、知的障害の判定に係る知的障害の有無、障害の程度等は、医学的、心理学的、社会診断的見地から、最終的に総合判定に基づいて決定することとし、また、同・(4)は、程度別総合判定を行うに当たっては、判定書に記載されたプロフィールを参考として行うものとしている。

## 2 請求人の知的障害に係る総合判定について

センター所長が作成した本件判定書の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下検討する。

### (1) 個別判定基準表によるプロフィール

センター所長は、請求人に対する面接、聴取り調査等により得られた所見に基づき、おおむね下記アないしクのとおり判定していること

が認められる。

ア 「知能測定値」について

鈴木ビネー知能検査の結果は、IQ 52と判定されており、個別判定基準表における「知能指数及びそれに該当する指数がおおむね50～75」に相当するものとして、「4度」の範囲ではあるものの、面接記録票には、検査中あくびや目をつぶる様子が見られ、疲れと集中力のなさが目立つ旨の記録があり、検査後、本人が、集中切れてしまい上手く答えられなかったと答えたことと記載があることから、本来の力を発揮できていなかったと考えられ、知能測定値は「4度」の範囲内ではあるものの、本来の知的能力を反映していない可能性が高いと判定されている。

イ 「知的能力」について

18歳以前に学習の遅れは認められる。しかし、請求人からはメンタルクリニックで注意欠陥多動障害（ADHD）の診断を受けた旨を話しており、椅子に座っていたがじっとしていられなかった、授業中に教室を出ることがあった旨聴取している。学校生活の中で発達障害の影響が疑われる行動が認められ、学習の遅れについては、発達障害特性の影響は推測されるものの、知的能力の低さによるものとは判断できない。

また、請求人からは、高卒後は〇〇の専門学校に進学し、〇〇の加工、〇〇作成等を学び、その知識をもとに〇〇会社で〇〇の仕事に従事していると聴取しており、当該業務内容からは、知的障害があるとは認められない。

以上により、個別判定基準表における「テレビ、新聞等のある程度日常生活に利用できる、給料等の処理ができる」の区分を上回るものとして、「非該当」と判定されている。

ウ 「職業能力」について

面接記録票には、専門学校卒業後、4年間〇〇会社にて〇〇を任されていたこと、その後も別の〇〇会社に2年勤め、辞めた後もパートや派遣で働いていることを、請求人から聴取した旨の記載がある。また、注意欠陥多動障害（ADHD）の特性から見落としがあってもやり直しに時間がかかると、請求人から聴取している。診療情報提供書の傷病名欄には、注意欠陥多動障害及び強迫性障害とあり、これらにより作業に集中できないものと判断できる。発達障害特性

による困難さは認められるが、業務内容からは知的障害があるとは認められない。

以上により、個別判定基準表における「単純作業は可能であるが、時に助言等が必要」の区分を上回るものとして、「非該当」と判定されている。

#### エ 「社会性」について

請求人からは、中学の時には孤立していたことがあったが、高校ではほぼ毎日登校して授業を受け、3年間美術部に所属し、友人も何人かでき、高校を卒業して〇〇の専門学校に通っていたと聴取したことが認められる。また、就労に関しては障害枠ではなく、社会生活を一定期間以上継続している。

以上により、「対人関係の理解及び集団的行動がおおむね可能。また、適当な援助のもとに、社会生活が可能」の区分を上回るものとして、「非該当」に相当すると判定されている。

#### オ 「意思疎通」について

請求人は、判定当日は本人一人で来所し、成育歴や職歴について一通り説明することができていた。面接記録票には、「後日診療情報提供書と職務経歴書もお送りしましょうか？」等、理にかなった説明ができるとの記載が認められる。

以上により、個別判定基準表における「日常会話（意思疎通）が可能。また簡単な文字を通した意思疎通が可能」の区分を上回るものとして、「非該当」と判定されている。

#### カ 「身体的健康」について

診療情報提供書によれば、請求人は、令和3年8月に受診した精神科クリニックからは、「強迫性障害、注意欠陥多動障害」と診断され、ストラテラ、デエビゴ錠（不眠症治療）他を処方されており、不定期ながら通院を継続しているものの、加療が必要な身体疾患は記載がない。

以上により、個別判定基準表における「健康であり、特に注意を必要としない。」の区分を上回るものとして、「非該当」と判定されている。

#### キ 「日常行動」について

請求人に、自傷や他害、器物破損、奇声等の行動障害はない。

以上により、個別判定基準表における「日常行動に支障はなく、

ほとんど配慮を必要としない。」の区分を上回るものとして、非該当と判定されている。

#### ク 「基本的生活」について

面接記録票によれば、請求人は、一人暮らしを継続しており、食事は一人で用意してたべられるが、洗濯や料理など日によって手につかない日はお菓子を食べる等して対応できている。金銭管理については、「〇〇会社では額面で23か22万円、手取りで18万円。飲酒で10万ほど使ったこともあった。」と記載があり、時に使いすぎることもあるが自身で把握し管理できている。

以上により、個別判定基準表における「身近生活の処理が可能」の区分を上回るものとして、「非該当」と判定されている。

#### ケ 小括

以上のとおり、本件判定書のプロフィール欄は、8項目中、本来の能力が発揮されていないとした知能測定値が4度の他は7項目が非該当とされている。

上記各項目における障害の程度の判定は、請求人に対する面接、聴取り調査等により得られた所見に基づくものであって、各項目の判定結果は、個別判定基準表に照らして、心障センターにおける専門的見地からの判断として、合理性のあるものと認められる。

#### (2) 医学的所見、心理学的所見及び社会診断所見

医学的所見欄には「非該当」と、心理学的所見欄には「CA33 MA8:4 IQ52（鈴木ビネー改定版）」と、社会診断所見欄には「本人の特性に合わせた支援が望まれる。」と記載されている。

#### (3) 総合判定

本件判定書に記載されたプロフィールによる判定は、8項目中、7項目が非該当とされており、4度と判定された知能測定値も、検査中に請求人があくびや目をつぶるなど疲れと集中力を欠いている様子が見られ、請求人自身も集中が切れて上手く回答できなかったと話していること、作業に集中できないのは、診療情報提供書の傷病名欄に記載された注意欠陥多動障害（ADHD）及び強迫性障害によるものと判断できることから、請求人の知能測定値は4度より高い能力であるものと推定される。

処分庁は、この判定結果に基づき、上記(1)及び(2)の内容から総合的に判断し、発達障害特性に対する一定の配慮は必要ではあるものの、

請求人の知的障害の程度は、総合判定基準表における「１度(最重度)」から「４度(軽度)」までの各度数及び「程度不明」のいずれにも当たらないと考えられるため、「非該当」と判定したことが認められる。

現行の法制度上は、「発達障害」は広義の精神障害の一種に位置付けられており、「知的障害」とは異なる概念として用いられている。愛の手帳制度における知的障害者は、あくまで知的な遅れがある者を対象としており、発達障害を加味した判定を行っていない。そして、知的障害の判定に係る知的障害の有無、障害の程度等は、医学的、心理学的、社会診断的見地から、最終的に総合判定に基づいて決定することとされていることからすると（１・(3)）、請求人の障害の程度は、総合判定基準表（別紙１）における「前各号（１度（最重度）から４度（軽度）まで及び程度不明）に該当しないと判定したとき」に該当するものとして、「非該当」と判断するのが相当である。

したがって、本件処分に違法又は不当な点があるとは認められない。

### 3 請求人の主張について

請求人は、上記第３のことから、本件処分が違法、不当である旨主張している。

しかし、上記１・(2)及び(3)のとおり、愛の手帳における障害の程度の認定は、申請書及び判定書の内容を総合的に判定して決定されるものと解すべきであるところ、本件申請書及び本件判定書によれば、請求人の障害の程度は、総合判定基準表及び個別判定基準表に照らして、「非該当」と判断するのが相当であることは、上記２のとおりであるから、請求人の主張をもって本件処分が違法又は不当であるということとはできない。

### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

原道子、井上裕明、横田明美

別紙 1 及び別紙 2（略）